

利用者への権利侵害事案⑳

【事 案】

職員による利用者の預り金着服（約 1,600 万円）

【事案の概要】

障害者支援施設に勤務する 40 代の男性職員が、入所する利用者（45 名）の預り金口座から総額およそ 1,600 万円を着服していた。男性職員は口座の管理者で、入所者の通院で発行された領収書をもとに日付や金額が同じ領収書を偽造、別の入所者が通院したかのように装い、少額を数百回にわたり引き出していた。収支の帳尻を合わせ、監査の目を逃れていたが、別の職員が通院歴のない入所者の領収書を発見し、同様の領収書が他にも多数出てきたため、事案が発覚。職員は事実を認め全額返済を約束していることから、同施設では刑事告訴はせず、当該職員への処分は全額返済後に決定するとした。